

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		利用許可の取消し等
所 管 部 課 係 名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者福祉センター
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市障がい者福祉センター条例第11条第1項 (利用許可の取消し等) 第11条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。 (2) 第9条第3項に規定する許可に係る条件又は指示に違反したとき。 (3) 法第77条に規定する地域生活支援事業の利用の決定を取り消されたとき。 (4) 法第25条第1項(第2号を除く。)の規定により支給決定を取り消されたとき。
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市障がい者福祉センター条例第9条第3項 (利用の許可) 第9条 略 2 略 3 市長は、第1項の許可をする場合において当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。 (2) 市長の許可を受け、当該センターを利用する場合において付した必要な条件、又は必要の都度利用に関する指示に違反したとき。 2 上記(1)又は(2)に該当する場合を例示すると、次のとおりとなる。 (1) 申請手続のないまま利用しようとするとき。 (2) 利用許可申請が却下されたにもかかわらず利用しようとするとき。 (3) 当該センターを利用する場合において、障がい者及び障がい者団体の利用を阻害するおそれ、又は建物や附帯設備等をき損又は滅失し、一般市民に危険が及ぶおそれが生じ、再三にわたり必要な条件を付し、指示したにもかかわらず、これを違反し利用しようとするとき。
	参 考 事 項	市は、利用権利者が処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。 (第11条第2項)
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)